

第5回 習志野市障がい者基本計画等策定委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月18日(月) 午後2時00分～午後3時40分
- 2 開催場所 サンロード津田沼6階大会議室

3 出席者

【会 長】渡邊 惇
【副 会 長】内山 澄子
【委 員】岩根 信也
大塩 幸雄
小野寺 明美
佐々木 めぐみ
早川 正人
松尾 公平
屋代 利津子
矢野 信吾
渡井 澄江
時田 陽介

【事 務 局】健康福祉部 部長 小平 修
健康福祉部 次長 海老原 智実
健康福祉部 障がい福祉課 課長 北田 順一
健康福祉部 障がい福祉課 主幹 藤代 薫
健康福祉部 障がい福祉課 係長 小森 俊
健康福祉部 障がい福祉課 主査 市角 絵里
健康福祉部 障がい福祉課 副主査 伊藤 幹太郎
健康福祉部 障がい福祉課 主事 田崎 大介
健康福祉部 障がい福祉課 主事 清川 直哉

【委託事業者】株式会社シティ・プランニング

【傍 聴 者】0人

4 議題

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の署名

第4 報告

- (1) 第5期習志野市障がい者基本計画の策定について
- (2) 第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画の策定について

第5 その他

5 会議資料

- ・会議次第
- ・資料1：第5期習志野市障がい者基本計画(案)表紙・市長挨拶文のみ
- ・資料2：第5期習志野市障がい者基本計画(案) 概要版
- ・資料3：【概要版】第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)

6 議事内容

第1 会議の公開

会長より、会議は原則公開、ただし、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度諮る事について説明があり、承認された。本日の会議では、非公開案件はない。

傍聴希望者は定員に達するまで、随時入出を許可。非公開となった場合は指示に従っていただく。

第2 会議録の作成等

会長より、会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開する旨を諮り、承認された。

第3 会議録署名委員の署名

会長の指名により、会議録署名委員は名簿順に佐々木委員が指名された。

第4 報告

- (1) 第5期習志野市障がい者基本計画の策定について
- (2) 第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画の策定について

○事務局より資料1に基づき説明

内山副会長： 4月1日から施行ということだが、本日の会議で出た意見はどのくらい反映できるのか。

事務局： 本日の会議では最終案の報告のみであり、御意見をいただいても反映することはできない。

計画への反映はできないが、御意見を承って、課として前に進められるものは取り組んでまいりたい。

内山副会長： 資料3福祉計画の16頁、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、見込みまたは量の見込みが実施から数値に変更されたことで、具体的に市が動いているというのが分かって良い変更だと思う。

また、バリアフリー法の改正があり、住宅確保要配慮者と言われる障がい者も含む高齢者、貧困、外国人、子育て世帯の方たちの居住の確保を支援する居住支援協議会の設置の努力義務が市町村に課せられるようになったという報道があった。また、福祉新聞では、従来の機能性を強化した居住支援法人が入居中の暮らしを支える居住サポート住宅を市町村が認定する制度を設ける

など、居住支援に関する動きがここ数ヶ月の間に大きく動きがあると掲載されている。居住支援法人は障がい福祉だけの分野には限らないが、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の障がい者に対する居住サポートの部分は、障がい福祉課が引っ張っていかなければいけない。その積み重ねが市町村の居住支援協議会なるものに対して意見を上げていく力を持つと思うので、この量の見込みを4人ではなく、増やすこと、目標ではなく実績をきちんと増やしていただきたい。

もう一つは、資料3福祉計画の5頁（本編28頁）に記載の地域生活支援拠点の機能の充実に関してだが、先日、精神障がいのひきこもりの子どものいる母から相談があり、母から子に相談支援機関に電話をするよう伝えても、本人がなかなか動かない。母の「親なき後」に向けてなんとか相談支援機関と繋ぎたいという話のなかで、母と一緒に電話かけるまたは、一度電話をくれたら折り返すという話をしているが、本人からのアプローチというのがなかなかこない。そうした際に地域生活支援拠点に登録制度があれば、子の代わりに親が登録した場合でも、市役所、相談支援事業所の対応として、「登録があったのでご連絡させていただきました。お会いできますか。」「会いたくなければ、年に1回、半年に1回お電話で様子を聞かせてください。」といったアプローチができていくと思う。今回相談にきた母は制度について詳しい方であるが、自身の抱えている問題と課題、生活の困りごとが地域生活支援拠点のシステムを利用すれば、うまくいくかもしれないが、そういう理解がないようであった。そうになると、市や登録事業所が頑張っていたとしても、当事者には、メリットやどうしたら繋ぐことができるかが見えてこないという現状があると強く感じた。

登録をすることで、本人は会いたくないが、親が心配する親なき後のことを考えているケースがあることを市ケースワーカー、もしくは事業所が共有できるのであれば、それを踏まえた支援体制を作っていくことが必要とされていると思うので、ぜひ登録制度を導入していただきたい。登録をとらないと、困っている方の実数が分からないので、拠点コーディネーターの必要性が上がってこない。不安に思っている方たちの声を拾えないのは登録制を取っていないから、登録制と拠点コーディネーターの配置を具体的に検討していただきたい。

地域生活支援拠点に登録する方が増えると、短期入所やグループホームの体験利用の数もそれに伴って増えていくはでないか。増えていないのであれば、地域生活支援拠点事業の役割が働いていないということなので、地域生活支援拠点事業をきちんと動かしていくためにも、短期入所やグループホームの体験利用の数の見込みを上げていくという計画を作って欲しい。計画に反映できなくても、その視点で事業を実施していただきたい。

事務局：福祉計画に記載されている人数に縛られるものではない、人数に達したので以降は実施しないということではない。必要があれば人数を超えても取り組んでいく。

地域生活支援拠点等の充実ということで御意見を頂戴したが、令和5年4月から事業が始まり、現在の市の緊急時の対応は2件。障がい者地域共生協議会

で毎年検証・点検をすることになっているので、1年を終えて新年度には、全体会議等々で令和5年度の活動状況等も皆さんにも御協議いただき、さらに良くしていくための努力を市としても取り組んでまいりたい。お困りの方の目に留まるように、周知にも努めてまいりたいと思っている。不安があれば、計画相談支援事業所、市ケースワーカーに相談いただけるので、御家族の方には、ぜひ市にも御連絡をいただければと思う。

矢野委員： 障がい者基本計画は障がい者抜きには決めない。市民参画が不可欠である。習志野市においても、共生社会実現のため、市と共に市民、市民団体が確実に実行させる多くの目標施策を持ち寄り、実現していく市民運動。市民からのボトムアップを促進、助言、集約するシンプルなルールと、市と市民で構成する機関（プラットフォーム）が必要。市民の提案や活動を習志野市の市民運動として位置付けて吸い上げていただきたい。

精神障がい者は病理的にも社会的にも複雑な障がいを持っている。障がい者の支援機関において、一人ひとりの困りごとを一つの起点として、それに対して、市として施策を考えて欲しい。

この会議で色々話があり、計画には取り込めないという発言があったがそれはおかしい。色々な意見を十分に吸い取って実施していく計画でなければならない。

事務局： 市民運動やSDGs、精神障がい者に対する御意見について、基本計画策定に当たって市民アンケートを実施した結果の意見は汲んでいく。それは基本計画41頁に地域生活支援拠点の運用状況に集約され则认为している。市民アンケート結果の大きな点として、「地域生活支援拠点（ならとも拠点システム）」の位置付け、拠点システムをしっかりとやっていくほか、居住支援の充実のところで、家が見つかりそうで借りられそうな状況においてもその保証人や緊急連絡先等の問題がある。そこについては、居住サポート事業でしっかりと取り組んでまいりたい。量の見込みの4件については実質的な数字を今後、求めていくことになると思う。

また、千葉県の事業になるが、来年度から始まる入院者訪問支援事業も市と一緒に取り組んでいくべきことというのは、心得ている。

精神障がい者であれば「にも包括（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）」について、千葉県が進めており、市においてもできるところはしっかりとやっていこうと考えている。基本計画41頁、施策の展開No.80 地域生活支援拠点等の運用状況の検証検討で進めてまいりたい。

矢野委員： 市民からの提案を吸い上げるということ。基本計画に記載されているから良いということではない。市民からのボトムアップをもっと吸い上げて、具現化していくという事が必要。

また、市の施策が全てではない。市民からこれから出てくるものを吸い上げる、市民自体が実現に参加するということが必要。障がい者基本計画は市民運動であるとし、これを吸い上げる拠点を作っていただきたい。

社会福祉法人済生会を参考にすると、それぞれがフォーマットに書き込んで、

自分たちがどれだけ、何をできるかということを提案している。それぞれの職場や所属する会議から集まって集約するということが大きな仕事ではないか。そういった進行の仕方が必要であるということを汲み取っていただきたい。

事務局： 以前に会議の進め方として、最後の回は報告をさせていただくことを説明したが、説明不足で申し訳ない。

皆様からいただいた案をまとめて、市の中でもさらに協議し、最終案となったものを御協議いただいた皆様に報告する場として今回の会議を開催した。

本日いただいた御意見は、今回の計画に載せられないが、取り入れられるもの、取り入れていかなければならないものは、心して、取り組んでまいりたい。

矢野委員がおっしゃるように、行政だけが共生社会の実現だというように申し上げて、実現できるものではない。多くの市民の方、企業の方も団体の方も取り組まれており、一人ひとりの意識、考え方の変化は、共生社会の実現のために必要であると思う。皆様の様々な場所での御活動と一緒に市も取り組み、習志野市の共生社会の実現に向けて行動してまいりたい。

矢野委員： ボトムアップ型については、あかね園さんが SDGs として実現されているので、松尾委員の御意見を伺いたい。

松尾委員： 私どもの現在の活動は、障がいのある方の親が作ったという経緯がある。法人の方向性として常に本人の声、親の声を聴きながら舵を取っていくということを約 40 年やってきた。市の政策と一社会福祉法人としての舵の取り方の部分の違いはあると思う。あくまでも我々のような社会福祉法人単体であれば、常に親や本人の声を聞きながら、これからの準備や舵をどう切るか、常に修正を図っているという意味では、規模の違いもあるとは思っているが、何かしら私どもの活動が市の方の施策等と御協力できるものがあれば引き続き協力させていただきたい。

大塩委員： 本日の会議の結果が計画に反映されないと思っていたので、もっと見ておけばよかったと反省している。

資料 2 基本計画 3 頁、基本視点 2 「障がいへの正しい理解と権利擁護」の 2 行目に「社会における障がいへの理解を基礎とした、差別等の解消など、障がいのある人の権利擁護の推進」とあるが、今、最も大事にされなければいけない、社会全体で、国で取り組まなければいけない「虐待の防止」が文言として入っていない。「虐待の防止、差別の解消等」となるべき。基本施策には入っているが、視点の説明のなかに重要なキーワードが抜けている。

事務局： 今回はここに加筆することが出来ない。次回に向けて、私どもで引き継いでいきたい。

大塩委員： 大事な部分だと思うので残念である。

もう一点お聞きしたいが、これはカラーで非常に見やすいが、カラーで配布するのか。

事務局： 市では、紙で配布しなくなる。市のホームページではカラーで掲載する。ホームページが見られない方で御覧になりたい方には、用意することもあるか

もしれないが、以前のように印刷して、配布はしない。

大塩委員： 矢野委員の御意見、市民運動的なものから具体的な問題が上がってきた場合、それに対してどう取り組みかがどこかに記載されてなければ、問題を取り上げて取り組むことが難しくならないか。

市民運動的に持ち上げていくということは結構なことだと思う、どんどん具体的にやっていくべきだと思うが、それが書いてあるということが大事だと思う。

矢野委員： このような多数参加の施策を進めるうえで市民参加は不可欠だと思う。それに対してどのように意見を集約していくか、もしくは市民が参画していくかという点で、ソーシャルインクルージョンの運動やSDGsのやり方が必要だと思う。これから、この障がい者基本計画について、全ての市民が共生する社会の実現を目指す、主人公は市民。障がい者基本計画において、市民参画を阻がいするようなことがあってはならない。どのように進めていくかが、市及び市民の仕事となるのではないか。

会 長： この基本計画の策定に皆さんが参加していることが、ある意味、市民運動ではないのか。基本計画のなかで、根拠法文がどういう形であるかが非常に大切になってくる。今後、具体的な運用のなかにおいて、ひとつの市民運動的な活動が興ってくることは、大いに結構なことではないか。

事務局： 矢野委員のおっしゃられている市民の御意見に関して、基本計画の87頁の「重点課題6. 社会資源の充実、基本施策（3）市民団体・ボランティア団体等との連携」というところで「市民の障がいのある人への理解を促進し、障がいのある人の地域社会への参加を促進するためには、法や制度に基づかないインフォーマルサービスを提供する市民活動団体、民間事業者、ボランティア、地域住民などとの連携が不可欠となってきます。」と記載している。

この会議だけではなく、地域共生協議会、市内の障がい者の団体が作られているネットワーク等の色々なところで、市障がい福祉課も連携を取っており、懇談会など、御意見をいただく機会を設け、色々な御意見を頂戴して、市の方に対して反映したいということで取り組んでいる。

まだまだ不十分かもしれないが、より良い社会の実現に向けて取り組んでまいりたい。

岩根委員： 資料3福祉計画5頁の地域生活支援拠点の充実について、他のところと比べると、この項目だけ書き方が違っており、目標を書いてない。千葉県でも、計画を作っており、地域生活拠点というものが非常に大事である。障がい者の住まいとか共生などの一番の核になるものと思っている。地域生活支援拠点のコーディネーターについて、千葉県では、数字で目標値を示している。習志野市でも面的な整備をやると言っているので、目標に向けて、動いていたけるといいと思う。

もうひとつ、計画の広報の機能が無い。利用者が1人、2人というのは、宣伝がないから利用者が1人なのか、宣伝があっても1人だけなのかが見えない。もう少し目標が見えるような形でやっていただきたい。

松尾委員： 今回に限らず、策定のプロセスに関する意見、疑問が多かったように思う。

アンケートを取る際の回収率の辺りでも出ていたかと思うが、策定する上でのプロセスをもう少し重視した上で進めていくことが次期計画を策定する際に進めていくうえでは大事になるかと思う。

例えば、この策定委員会の前の段階の準備委員会というののようなものに対してもこちら側が入るような、プロセスに対してもう少し意見出しができるような進め方をするのか、もしくは、この委員会自体をもう1回ぐらい回数を増やして、基本計画の位置付けやアンケートを取る重みを市民や他の方々にしっかり知ってもらう。これによって、市と市民が一体となって足並みを揃えて基本計画の策定に本策定委員会が参画すると、比較的合意形成を取りやすくなるのではないかと思う。

会 長： ひとつの、今後の参考意見として承っておくということによろしいか。

屋代委員： 資料3福祉計画8頁の生活介護の見込みについて、令和7年度と令和8年度で数字が同じとなっているが利用量は増えている。内数の強度行動障がい者の利用者数も増えているが、全体の利用者数が同じなのはどういうことか。

事 務 局： 令和7年度と令和8年度について、人口の増加の推計として令和7年度までは人口が増加していくけれども、その後はゆるやかに減少に向かっていくため、同じような人数を想定している。ただ、1人当たりの利用日数の方は少し増えていくような見込みであり、そのため、日数のみ増える数値になっている。

屋代委員： 令和7年度から令和8年度の量の見込みについて、重度障がい者が2名増えているが、その内訳として強度行動障がい者が2名増えているということか。

事 務 局： おっしゃるとおり。

内山副会長： 計画の広報について、市ホームページに掲載予定とのことだが、視覚障がいの方に対する配慮はどのように予定されているか。また、点訳は作らないのか。

事 務 局： 点字もしくは声の広報のような声の吹き込みを検討している。どちらとは言えないが、両方もしくはいずれかの方法で用意したい。また、ホームページの読み上げ機能で対応できるかもしれない。

内山副会長： インターネット社会でみんなパソコンを持っているが、私どもの利用者さんは携帯を持っていても、パソコンを持っていない方もいる。印刷しても実際には活用されない事案がこれまでもあったからなのかもしれないが、部数は少なくても、概要版や必要な人にはプリントをする配慮は必要ではないか。当事者が知らないといけないものに当事者がアクセスできないのであれば、それは合理的配慮が欠けているということになるので、検討していただきたい。

事 務 局： 市全体で印刷物は発行しない傾向になっているが、配慮が必要な方もし

くは環境が無い方、アクセスが出来ない方に向けての提供は考えていく。

矢野委員： 私どもの家族会でもこの計画を説明するが、これだけの量を説明するのは難しい。圧縮して市民にもわかるようなものを別に作ってもらいたい。

事務局： 今回お配りしている概要版の方で説明していただき、詳細については、本編もしくは市の職員にお声がけしていただければと思う。

渡井委員： 福祉計画の意思疎通支援事業のなかで、代読、代筆の記載がなかったが、いつから実施されるのか。

事務局： 令和6年度から8年度の3カ年のなかで取り組むとは計画立てできていない。今はお答えできないが、御意見をいただいたので、市で検討していく。

渡井委員： これまでの5回分の策定委員会の資料を障がい福祉課で作っていただいたが、片面なので量がすごく増えてしまう。両面だと量が大幅少なくなる。録音物でCD、もしくは読み上げ機能を付けていただく方法で検討して欲しい。

事務局： 点訳を委託事業者に依頼すると時間がかかること、また急な変更に対応できない等で職員が点訳をしている。市の点訳機械は片面のものしかない。更新を考えているが両面の機械は高額で、次回までにどうなるかは申し上げられない。それ以外に、音声で吹き込む方法は声の広報では委託して行っている、同じ方法でできるのか、もしくは職員が機械を借りてやるのかは6年後に向けて検討してまいりたい。

会長： 会議の進め方で皆さんのご意見を十分に吸い上げられなかった点についてはお詫びしたい。

他にご意見がなければ、以上を持って、策定委員会の議事を終了したい。

事務局： 現在、事務手続きを進めているところで、3月末までには計画を策定し、市のホームページで公表する。そののち、計画の推進に取組み、点検等もして進めていく。

会長： 以上をもって、策定委員会を終了する。

上記のとおり第5回習志野市障がい者基本計画等策定委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、出席者1名が署名する。

令和6年 5月 / 日

署名人 佐々木 めぐみ